

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

株式会社ハートウィル

1 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施します。

2 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する基本となる組織として、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置します。委員会で得た結果については事業所内の職員に周知徹底を図るものとします。

① 感染症対策委員会の構成委員

業務管理改善会議出席職員を構成委員とし、その他必要に応じ委員を指名します。

② 感染症対策委員会の開催

委員会は、年に2回以上開催します。

感染症事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

③ 感染対策委員会の役割

1. 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
2. 感染対策に係る指針、行動マニュアル（BCP）の作成
3. 感染対策に係る職員への研修、訓練の企画及び実施
（研修、訓練ともにBCPと一体的に実施）
4. 利用者、職員の健康状態の把握
5. 感染症等発生時の対応と報告
6. 感染症対策実施状況の把握と評価

④ 感染症対策担当者の選任

感染症対策担当者は、コンプライアンス室長とします。

感染症対策担当者（責任者）	大川内由香
---------------	-------

3 平常時の対策

1. 事業所内の衛生管理

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また厨房施設・洗面所・トイレ・浴室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的を実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

2. ケアにかかる感染対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、手指の消毒、うがいを徹底しマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

4 発生時の対応

1. 発生状況の把握

感染者が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、感染者の状況を速やかに感染症対策担当者に報告し、講じた措置を記録します。

感染者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行います。

2. 感染拡大の防止

感染者が発生した場合や、それが疑われる状況が発生した場合には、必要に応じて感染者を隔離し、感染者に直接対応する職員を限定、看護師の指示を仰ぎ施設内の消毒を行います。

マニュアルに従い感染拡大防止策を実施します。

3. 関係機関等との連携

担当者は、事業所内や関係機関と緊密に連携します。

- ① 職員へ周知します。
- ② 利用者のご家族へ情報提供と状況の説明を行います。
- ③ 利用者の担当ケアマネージャーへ感染者の状況および対応内容について報告します。
- ④ 必要に応じ、医療機関への移送、かかりつけ医への連携を行い、適切な医療処置を速やかに受けられるよう対応します。
- ⑤ 報告が義務付けられている感染症については、すみやかに保健所等へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談します。

4. 行政への報告

担当者は、次のような場合、迅速に、市町村等の高齢者施設主管部局に報告します。あわせて、保健所にも報告し対応の指示を求めます。

① 報告が必要な場合

1. 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

2. 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
3. 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に感染症対策担当者が報告を必要と認めた場合

② 報告する内容

1. 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数感染症又は食中毒が疑われる症状
2. 上記の利用者への対応や施設における対応状況

5 本指針の閲覧について

本指針は利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

6 本指針の改正

本指針は、委員会において定期的に見直すものとし、必要に応じて改正を行います。

付則

2023年12月1日より施行します。